

令和5年第5回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年3月31日（金） 午後5時30分～

早良区役所 応接室

議 題

1 くじの実施について

- (1) 福岡県議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について・・・P. 1
- (2) 福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について・・・P. 2
- (3) 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施について・・・P. 3

2 そ の 他

- 今後の委員会開催予定について・・・P. 5

(1) 福岡県議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙における早良区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序について、公職選挙法第175条第3項の規定により、くじを行うもの。

(参考)

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行く。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行くものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 略

3 第1項の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第86条第1項から第3項まで、第86条の2第1項、第86条の3第1項又は第86条の4第1項若しくは第2項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第86条第8項又は第86条の4第5項、第6項若しくは第8項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

- (2) 福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施について

(参考)

掲載順序及びくじの方法は、(1)と同様とする。

(3) 福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における早良区の選挙公報の掲載順序について、福岡市議会議員選挙公報発行条例第4条第2項及び福岡市議会議員選挙公報発行規程第8条により、くじを行うもの。

(参考)

1 くじの方法は、(1)と同様とする。

2 掲載順序は、福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。

以下同様の方法により政見等を掲載する区画を定める。

福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号

第1面

年 月 日執行	
福岡市議会議員選挙公報 選挙区(定数 人)	
福岡市選挙管理委員会	
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)

備考 1 用紙は、新聞紙大のものとするが、掲載を希望する候補者の数により、用紙の大きさ及び体裁を変更することができる。

2 掲載を希望する候補者の数が7人以上である場合には、第2面以降を使用することができる。この場合の様式及び掲載の順序は、第1面の場合に準じるものとし、各面に掲載する掲載文の数は選挙の都度定める。

- 3 掲載を申請した候補者の数が7人以上の場合は第2面以降を使用することとし、各面に掲載する掲載文の数を次のとおりとする。

掲 載 申請者数	選挙公報 の 頁 数	各面への掲載数（各面6区画）			
		第1面	第2面	第3面	第4面
7	4	4	3	全面啓発記事	全面啓発記事
8	4	4	4	全面啓発記事	全面啓発記事
9	4	5	4	全面啓発記事	全面啓発記事
10	4	6	4	全面啓発記事	全面啓発記事
11	4	6	5	全面啓発記事	全面啓発記事
12	4	6	6	全面啓発記事	全面啓発記事
13	4	6	4	3	全面啓発記事
14	4	6	4	4	全面啓発記事
15	4	6	5	4	全面啓発記事
16	4	6	6	4	全面啓発記事
17	4	6	6	5	全面啓発記事
18	4	6	6	6	全面啓発記事
19	4	6	5	4	4
20	4	6	6	4	4
21	4	6	6	5	4
22	4	6	6	6	4
23	4	6	6	6	5
24	4	6	6	6	6

- 4 各掲載面の掲載文を掲載しない区画には、市選挙管理委員会において啓発記事を掲載する。

（選挙公報の発行手続）

福岡市議会議員選挙公報発行条例第4条第2項 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、市委員会がくじにより定める。

（掲載順序のくじ）

福岡市議会議員選挙公報発行規程第8条 掲載文を選挙公報に掲載する順序を定めるくじは、第2条に定める期間経過後直ちに行う。

2 前項のくじを、市委員会は区委員会に行わせることができる。

（余白の利用）

福岡市議会議員選挙公報発行規程第10条 選挙公報には、その余白を利用して選挙啓発のための標語又は棄権防止のための事項等を記載することができる。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻		場 所
第 6 回	臨時	4 月 6 日（木）	午後 6 時		早良区役所 応接室
第 7 回	臨時	4 月 9 日（日）	午前10時		
第 8 回	臨時	4 月20日（木）	午後 4 時		早良区役所 中会議室
第 9 回	臨時	4 月28日（金）	午前10時		早良区役所 中会議室
第10回	臨時	5 月11日（木）	無投票	なし	入部出張所 会議室
			投票	午後 6 時	
第11回	臨時	5 月18日（木）	無投票	午前11時	入部出張所 会議室
			投票	午後10時	
第12回	定例	6 月 1 日（木）	午前10時		早良区役所 中会議室